

富士見市議会基本条例（素案）市民意見交換会
市民の皆様から寄せられた意見

全体についての意見

1 内容について

- ・ 富士見市議会の現状の問題点を明らかにするべき。
- ・ 条例が作られることにより何が変わるのか。
- ・ 今回の条例案で富士見市の独自性のポイントは何か。
- ・ 条項の議論より議会としての姿勢を示して欲しい。実践が大事である。
- ・ 市民にも問題ある（意見交換会への市民の参加者が少ないこと、市長選、市議選の投票率が低いこと等）が、これが現状であり相当な覚悟を持ってのぞまないと難しい、腹を据えて進めて欲しい。
- ・ 意見交換会の日程も急であったが、なぜそんなに急ぐのか。
- ・ 3月議会に提出するのは決定事項か。
- ・ 全議員が了承しているのか。
- ・ 議会のすべきことは自治法で定めてある。富士見市議会も様々な改善をしてきているが、今のままではなぜだめなのか。
- ・ 議会の活性化をすることに対し、これまで様々な規制をしてきた経過をどうとらえるか。

2 広報・周知関係

- ・ 参加要請はあったが、何のためか、必要性や内容も知らされていない。
- ・ 意見交換会の案内が1週間前では遅い。議会日より、市の広報にも掲載されていなかったが掲載すべき。
- ・ 情報提供に際しパソコンができない人への配慮も必要である。
- ・ 市のホームページに条例案が掲載されていないが、掲載すべき。
- ・ 資料等は事前に閲覧できるようすべき。事前に資料をもらうため事務局に電話をしたがもらえなかった。

前文

- ・ 憲法、地方自治法との関係が書いていない。法は遵守し、尊重しながらも、さらなる広がりをもって地方から改革を広めていったほうが良い。
- ・ 立法府の最高規範としての理念が少ない。もっと掘り下げた方がよい。
- ・ 議会基本条例は普遍的で、基本的なものにすべき。
- ・ 党派、会派の力関係に偏らないような表現と趣旨を入れるべき。

第1章

第1条

- ・ 目的が市民福祉の向上と持続的な市勢の伸展だけでよいのか。
- ・ 「福祉」の表現を市民にわかりやすくすべき。
- ・ 議会機能の強化等の「等」とは何を指しているのか。

第2章

第2条

- ・ 働く人や、若い人のために休日や夜間に議会を開催して欲しい。それによって市民の議会への関心が高まるのではないか。
- ・ 本会議だけでなく、委員会の傍聴の周知をもっとすべき。
- ・ 議会の議論での専門用語など、一般市民がわかるような工夫が必要である。
- ・ 議会が外に出るといふのは、どういうことなのか。
- ・ 自由闊達な討議とはどういうものなのか。
- ・ 「議会は」といふのは議長を指すのか。

第3条

- ・ 議員の活動は通年なので、議会も通年開催してはどうか。
- ・ 議会活動を最優先といふのは、当たり前のことではないか。何か問題があったから条文を入れたのか。
- ・ 議会活動を最優先といふのをあえて入れるのは、兼業禁止ということか。
- ・ 最優先とは議会中を指すのか。

第4条

- ・ 会派は複数人となっているが、1人会派はどうなるのか。
- ・ 代表者会議は「議長が必要と認めるとき」となっているが、議長が必要と認めなければ開催できないのか。
- ・ 会派からも代表者会議を開催できるようにすべき。
- ・ 4条を作ることによって、会派などを含め、議員活動を縛ることにならないか。

第3章

第5条

- ・ 請願、陳情の位置付けが全くない。
- ・ 議会の市民参加について、アメリカでは議員が少ないが、議員が前に座って多くの市民が意見を言って、それを聞くというのがある。傍聴者にも発言の機会を与えろとか、請願・陳情者にも発言できるようにしたほうがよい。
- ・ 市長提案でも、議会が必要と認める場合、パブリックコメントを実施できるようにしたほうがよい。
- ・ 条例に書いてないもの（一人会派や代表者会議等の詳細）で、慣例でやっているとの回答があるが、それでは我々市民にはわからない。慣例で行っているもの、新たに改革するもの、検討するもの、実施済みのものなどを整理し方針を明記すべき。
- ・ 代表者会議が公式になるが、会議は公開か、それとも非公開か。

第6条

- ・ 議会は年4回開催されるが、議会報告会は1回以上になっているがどういうことなのか。
- ・ 議会報告会に関することは「別に定める」となっているが、白紙委任しろということなのか。
- ・ 他の自治体がどのようにやっているのか教えて欲しい。
- ・ 議会報告会を実施する際は、事前に資料が見られるようにして欲しい。

第4章

第7条

第8条

- ・ 8条（2）について、他の自治体と比較すると、斬新なことをする場合に足かせとなるのでは。
- ・ 8条（6）に「その他議員が必要と認めたもの」を入れるべき。
- ・ マニュアルを設けてはどうか。議員は何でも聞けるとしたほうがよい。

第9条

- ・ 9条を入れる理由は何か。
- ・ 5年以上の計画を入れると、運営にかなり時間がかかるのではないか。
- ・ 関連する条例等をつけるべき。

第5章

第10条

- ・ 自由闊達な討議をするなら、各議員はもっと賛否の意思表示をして欲しい。
- ・ 市民にとってよい提案であっても、特定の会派の案は否決されてきた。本当に改革できるのか。

第6章

第11条

- ・ 政治と金の問題は大きな問題である。透明性について、もっと詳しく明記すべき。
- ・ 透明性の観点からも、「会計帳簿、領収書等」の「等」の内容を明確にすべき。
- ・ 研修計画、結果報告のレポートを議会に提出し、市民も見られるようにすべき。
- ・ 研修が物見遊山になっているのでは。何のためにどこに行ったのか、議員自身がレポートを提出すべき。
- ・ 一部の議員と我々NPOとで兵庫県に芸術文化研修に行ったが、きちんとした視察研修であった。

第7章

第12条

- ・ 参考人を呼ぶのは、市長の権能か、議会の権能か。

第13条

第14条

- ・ 議会図書室はどこにあるのか。市民も利用できるのか。

第15条

- ・ 議会のインターネット中継を実施して欲しい。
- ・ 市民は議員と話し合う機会が少ない。議会や研修内容等を市民に知らせる機会として、一月に1回でも市民懇談会を当番制で実施して欲しい。

第16条

第8章

第17条

第18条

- ・ 18条第2項は定数削減のしぼりにならないか。
- ・ 議員定数のことを書くなら、定数削減を目指すと書くべき。
- ・ 定数削減は条例に入れるべきではない。議会で議論すべき。
- ・ アメリカは議員数が少ないとの意見があったが、ヨーロッパは日本より多い。
- ・ 他市と比べて本市の議員数は多いのか。

第19条

第9章

第20条

第21条

- ・ 見直しについて、手順、手続き、時期を具体的に明記すべき。

附則

- ・ 施行期日の予定はいつか。

その他

- ・ 今回の意見交換会で出た意見を、条例にどのように反映させたか、出席者にフィードバックして欲しい。
- ・ 逐一フィードバックしたりするのは不要では。
- ・ どのくらいの市町村の条例を参考にしたのか。信用のできる自治体を参考にすべき。